

令和6年度予算編成方針

【本市を取り巻く状況】

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」で、「新しい資本主義」の実現に向けた構造的賃上げの実現や人への投資、分厚い中間層の形成に向けた取組を進めるとともに、重点分野として位置付けたGX・DX等の推進や新たな産業構造への転換、こども・子育て政策の抜本的な強化を図るとしています。

また、地方行財政については、引き続き、ワイズスペンディングの徹底等により安定的な行財政運営を確保しながらも、地方への財政支出については、コロナ前の平時に戻すとしています。加えて、デジタル技術の活用等による業務の効率化など、地方行財政改革に着実に取り組むとしています。

本市の財政においては、人件費や扶助費等の経常経費が年々増加していることに加え、JR刈谷駅の総合改善や南北縦貫道路の整備などの大型事業や国の重点分野に係る施策の実施により、多額の財政需要が見込まれます。一方、歳入においては、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、経済も緩やかに回復している状況の中、市税収入については、堅調に推移すると見込まれますが、世界的な物価高に対応した金融引締めによる世界経済の下振れリスクなどに留意する必要があると、楽観できない状況です。令和6年度の一般財源は、前年度に比べて約10億円の増加に留まると見込んでおり、人件費や物価高騰を含めた歳出規模の増加が見込まれる状況にあっては、新たな発想や創意工夫により、経常経費の伸びを抑制しなければなりません。

このような状況の中で、「元気・笑顔・希望のまちづくり」、さらには「日本一安心安全なまち刈谷」と「にぎわいの創出」の実現に向けて、新たな挑戦に取り組み、高齢者や子育て支援をはじめ各種施策を推進するために、限られた財源を重点的かつ効率的に配分していくものとします。

【予算編成に当たっての留意事項】

第1 基本事項

- 1 SDGsの視点を踏まえ、及び本市の行政運営を進めるための指針となる第8次刈谷市総合計画における施策目標の達成・実現に取り組むこと。

- 2 市長のマニフェストにおける「にぎわいと出かけやすさの向上」、「教育と子育てしやすさの向上」、「健康と暮らしやすさの向上」の実現に取り組むこと。
- 3 限られた財源を有効に活用するため、既存事業の中で、当初の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業、開始から長年経過している事業並びに費用対効果及び緊急性の低い事業については、過去の慣例等にとらわれることなく見直しや廃止、あるいは類似事業との統合に努めること。
- 4 建設事業については、実用性・機能性・維持管理の容易性・整備水準（デラックス化の抑制）等に配慮し、工事の計画・設計等を精査するとともに、工事発注の効率化等により工事コストの縮減を図ること。また、施設建設にあつては、既存施設の利用方法の再検討、類似施設の機能調整等を行い、建設費や管理運営費の抑制を図ること。
- 5 他部署との横断的な連携や情報共有を図ることで、限られた予算の有効活用及び相乗的な成果の創出に努めること。
- 6 職員一人ひとりが、デジタル技術の活用に積極的に取り組むとともに、働き方改革のさらなる取組により、業務の効率化及び生産性向上に努めること。
- 7 本市の財政状況を踏まえ、令和6年度当初予算は、いわゆる「15か月予算」の考え方のもと、令和5年度補正予算と一体として編成することから、工期の平準化、緊急性の高い事業の前倒し等を検討し、要求すること。

第2 歳入に関すること

- 1 歳入については、全事業の特定財源を見直し、制度上見込み得る財源は、少額であっても計上すること。
- 2 国県補助事業については、国や県の予算編成や補助制度の動向に細心の注意を払うとともに、関係機関や他部署からの積極的な情報収集に努め、事業の採択見通しを立てた上で、適切な予算見積を行い補助金等を確保すること。また、補助制度の内容、変更等を的確に把握し、補助金未活用の既存事業についても、対応漏れの無いように要求すること。ただし、補助事業であることを理由に安易に事業採択を行い、後年度、結果として一般財源の負担が増加しないよう留意すること。
- 3 既定の概念にとらわれず、積極的に財源の確保及び拡大を図ること。また、特定目的基金について、次年度以後の事業計画を踏まえつつ、積極的に活用し、一

般財源の抑制を図ること。

第3 歳出に関すること

- 1 経常経費の一般財源の配分については、相当厳しいものとなることが見込まれることから、圧縮を図ること。特に物価高騰等に伴う経費の増加分は、当該事業又は所管課の他事業における他の歳出の見直しを行い、経常経費の抑制に努めること。
- 2 委託料は物件費の増加に大きな影響を与えることから、ゼロベースでその必要性や仕様の見直し（項目の精査、回数やコロナ対策の縮減等。ただし法定のものを除く。）を行い、経費の削減を図ること。また、啓発品や記念品については、今年度の査定額と同額以下で要求すること。
- 3 事業内容の見直しやDXの推進などにより、適切な時間外勤務時間数や人員配置（会計年度任用職員を含む）を検証し、経費の抑制に努めること。
- 4 業者の提示金額や定価で安易に要求するのではなく、過去の入札価格を十分調査する等、精査した上で要求すること。また、決算等の分析・検証（執行残額、必要数量等）や本市の財政状況を踏まえた上で、事業継続の是非や事業規模の縮小を部課等内で検討すること。
- 5 建物やインフラ施設については、施設の状況を的確に把握し、改修内容及び費用等について十分精査し、緊急性が高い場合は、補正予算での前倒しを検討すること。
- 6 施設等の維持補修や備品の更新については、年度間の費用を平準化するため、計画的に行うこと。
- 7 新規事業は、事業実施に係る課題・成果目標・ランニングコスト・費用対効果・事業完了年度等を明示するとともに、財源確保と合わせて要求すること。また、スクラップ&ビルドによる既存事業の削減を検討した上で要求すること。